

～職場内での回覧をお願いします～

## 「医療費のお知らせ」をお送りします

### 「医療費のお知らせ」とは？

〒160-0004  
新宿区四谷1-6-1  
YOTSUYA TOWER 6階  
〇〇株式会社

健康 太郎 様  
(事業所通番) (支部コード+通番) (記号の英字化+番号)

★医療機関への受診の際は、その旨をご提示ください。  
★退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、保険証を使用することができません。事業主に返却してください。  
なお、任意で被保険者の場合に返却し、ご返却ください。

全国健康保険協会  
〒160  
新宿区  
YOTSUYA  
Tel. 03-

**医療費のお知らせ**

| 保険証の記号番号     | 被保険者氏名 | 健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様へ、健康保険の運用を高めることを目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行しています。                                |
|--------------|--------|---|
| 11111111-111 | 健康 太郎  | 本医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。なお、本お知らせの右下に、R2.1 |

医療費がいくらかかったのかをお知らせするものです。事業所様宛にお送りします。

【送付時期】

令和3年1月中旬以降(順次)

【対象期間】

令和元年10月～令和2年9月診療分



事業主様へ  
お願い

重要

「医療費のお知らせ」は、  
開封せずに、従業員の皆様へお渡しください。

Q. 退職した従業員の「医療費のお知らせ」はどうしたらよいですか？

A. お手数ですが、同封の返信用封筒にて協会けんぽまでご返送をお願いします。  
退職された方にお渡しいただける場合には、ご返送せずにお渡し願います。



「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先：レセプトグループ (055-220-7753)

医療費控除の  
申告手続きに使用する場合

重要

「医療費のお知らせ」に未収録の令和2年10月～12月診療分の医療費  
につきましては、当協会に医療機関の受診情報が到着するのが受診された  
月から3～4か月後であるため、今回の通知には収録できていません。

注意

令和2年10月～12月分の医療費控除を含む確定申告につきましては、  
国税庁ホームページ 又は、お近くの税務署 にお尋ねください。



全国健康保険協会 山梨支部  
協会けんぽ

055-220-7750 (代表)



〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12  
甲府ニッセイスクイビル7階  
8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)  
申請書はホームページからダウンロードできます

〈山梨支部〉



へホームページ

# 保険証に係る 注意事項 及び 変更事項 について

## 注意事項

在職時の保険証を使用できるのは **退職日当日まで** です

保険証は  
**退職日までに事業所様へご返却** ください！

【退職後に誤って在職中の保険証を使用してしまうケース】

- 次の保険証ができるまでの間にしかたなく使った
- 退職月の末日まで使用できると思っていた
- 保険証を医療機関の窓口で提示したら使えた 等

誤って使用してしまうと ...

協会けんぽが負担した  
**医療費（総医療費の7～8割相当）**を返還  
していただくことになります。

令和元年度の **返納金最高額**

**9,562,792 円**

お問い合わせ先：レセプトグループ（055-220-7753）

## 変更事項

# 保険証の記載事項の変更 について

令和2年10月19日発行分から

保険証の記号・番号に **2桁の枝番を印字** しています

令和3年3月開始予定であるオンライン資格確認に伴い、保険証の記号・番号を個人単位化する必要があるためです。

**Q.** 発行済（10月18日以前に発行）の保険証はどうなるの？

**A.** 従来どおり使用できます。  
また、すでに発行されている保険証の更新（差し替え）はありません。



お問い合わせ先：業務グループ（055-220-7752）